

日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン運用委員会規程

平成15年6月11日
日本語教育振興協会維持会員協議会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン（平成15年6月11日制定。以下「ガイドライン」という。）の円滑な運用を図るため、ガイドライン運用委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、ガイドラインの趣旨の徹底及び遵守について、維持会員の協力を得て調査、協議し、必要に応じて助言する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 維持会員である理事 2人以内
- (2) 維持会員である評議員 3人以内
- (3) 地区維持会員協議会から推薦された維持会員 6人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任可とする。

(雑則)

第4条 委員会の議事その他運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。